



# 宮 崎 県 公 報

令和 4 年 9 月 30 日 (金曜日) 号外 第 37 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則…………… (環境管理課) 1
- 宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正す  
る規則…………… (都市計画課) 2
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する

頁

規則…………… (会計課) 2

### 企業局企業管理規程

○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業  
管理規程…………… 2

### 人事委員会規則

○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改  
正する規則…………… 3

### 人事委員会告示

○有給休暇の承認の基準の一部を改正する告示…………… 4

## 規 則

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 4 年 9 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第43号

#### 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 (昭和60年宮崎県規則第51号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(登録申請書の添付書類)	(登録申請書の添付書類)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 条例第4条第2項第3号の規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。	3 条例第4条第2項第3号の規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 営業所ごとに置く浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し	(4) <u>浄化槽管理士名簿</u>
(5) 従業員名簿	(5) 営業所ごとに置く浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
(6)～(9) [略]	(6)～(9) [略]
(10) 第4号の規定により浄化槽管理士免状の写しを提出した浄化槽管理士 (次号において「対象浄化槽管理士」という。) に対する第12条に定める研修の受講に係る計画を記載した書面	(10) 第5号の規定により浄化槽管理士免状の写しを提出した浄化槽管理士 (次号において「対象浄化槽管理士」という。) に対する第12条に定める研修の受講に係る計画を記載した書面
(11) 対象浄化槽管理士が条例第3条第2項の登録の有効期間の満了の日以前3年以内に第12条に定める研修を受講したことを証する書面の写し (条例第3条第3項の規定による更新の登録を受けようとする場合に限る。)	(11) 対象浄化槽管理士が条例第3条第2項の登録の有効期間の満了の日以前3年以内に、 <u>第12条に定める研修を受講したこと、浄化槽管理士試験に合格したこと又は環境大臣の指定する者が行う浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了したことを証する書面の写し (条例第3条第3項の規定による更新の登録を受けようとする場合に限る。)</u>

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間に宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和60年宮崎県条例第23号。以下「条例」という。) 第3条第2項の登録の有効期間が満了する場合において、条例第3条第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、この規則による改正後の第4条第3項第11号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則（平成 5 年宮崎県規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（公共広告物の協議）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 条例第 10 条ただし書の規定による協議をしようとする国又は地方公共団体は、当該協議に係る広告物等を表示し、又は設置しようとする日の 10 日前までに公共広告物表示・設置協議書（別記様式第 3 号。以下次項において「協議書」という。）正副 2 部を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第 3 号（第 4 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県屋外広告物条例第 10 条ただし書の規定により、次のとおり協議します。</p> <p>[略]</p>	<p>（公共広告物の協議）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 条例第 10 条ただし書及び第 11 条ただし書の規定による協議をしようとする国又は地方公共団体は、当該協議に係る広告物等を表示し、又は設置しようとする日の 10 日前までに公共広告物表示・設置協議書（別記様式第 3 号。以下次項において「協議書」という。）正副 2 部を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第 3 号（第 4 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県屋外広告物条例第 10 条ただし書（第 11 条ただし書）の規定により、次のとおり協議します。</p> <p>[略]</p>

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第45号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和 39 年宮崎県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成 13 年宮崎県条例第 23 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 教育職員免許状更新等手数料</u></p> <p><u>(12)・(13)</u> [略]</p> <p>4～7 [略]</p>	<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成 13 年宮崎県条例第 23 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11)・(12)</u> [略]</p> <p>4～7 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 4 年 9 月 30 日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第 4 号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和 36 年宮崎県企業局企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第12条関係）		別表（第12条関係）	
原因	特に承認を与える期間	原因	特に承認を与える期間
[略]	[略]	[略]	[略]
14の2 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	[略]	14の2 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

## 附 則

この企業管理規程は、令和4年10月1日から施行する。

## 人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

## 宮崎県人事委員会規則第16号

## 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当に係る在職期間）	（期末手当に係る在職期間）
第6条 [略]	第6条 [略]
2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあつては、これらに相当する期間）を除算する。	2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあつては、これらに相当する期間）を除算する。
（1） [略]	（1） [略]
（2） 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間	（2） 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間 ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業 イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業
（3）～（7） [略]	（3）～（7） [略]
（勤勉手当に係る勤務期間）	（勤勉手当に係る勤務期間）

第12条 [略]  
 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。  
 (1) [略]  
 (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間  
 (3)～(13) [略]

第12条 [略]  
 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。  
 (1) [略]  
 (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第6条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間  
 (3)～(13) [略]

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第3号

有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月30日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
有給休暇の承認の基準		有給休暇の承認の基準	
原 因	承認の基準	原 因	承認の基準
[略]		[略]	
14の2 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	[略]	14の2 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	[略]
[略]		[略]	